

つながる府中編集室 会則

第1条（名称）

本団体は、「つながる府中編集室」（以下「本会」という。）と称する。

第2条（所在地）

本会の事務局は、東京都府中市内に置く。

第3条（目的）

本会は、府中市内で行われる多様な事業・イベント・市民活動の情報を横断的に整理・編集し、市民にとって分かりやすく、参加しやすい情報環境を整えることを目的とする。

第4条（活動内容）

本会は、前条の目的を達成するため、次の活動を行う。

- 1 情報の整理・編集・連携支援
- 2 市民目線による情報編集活動
- 3 行政・団体・事業者との協働事業
- 4 市民参加型企画および講座の実施
- 5 その他、本会の目的達成に必要な活動

第5条（会員）

本会の会員は、本会の目的に賛同し、所定の手続きを経て入会した者とする。

第6条（役員）

本会に次の役員を置く。

1 代表 1 名

2 編集担当 若干名

3 企画担当 若干名

4 事務担当 若干名

5 調整担当 若干名

第 7 条（役員の任期）

役員の任期は 1 年とし、再任を妨げない。

第 8 条（会議）

本会は、定例会議を必要に応じて開催し、運営方針および活動内容を協議する。

第 9 条（意思決定）

本会の意思決定は、出席者の合意をもって行うものとする。

第 10 条（会計）

本会の会計は、会費、助成金、協賛金、事業収入等をもって充て、適正に管理する。

第 11 条（会計年度）

本会の会計年度は、毎年 4 月 1 日から翌年 3 月 31 日までとする。

第 12 条（収益の取り扱い）

本会の収益は、構成員への過度な報酬を目的とせず、本会の活動運営および継続のために使用する。

第 13 条（会則の改正）

本会則の改正は、定例会議において協議し、合意をもって行う。

第 14 条（解散）

本会は、構成員の合意により解散することができる。

附則

本会則は、2026 年 1 月 18 日より施行する。